

1 学校における医療的ケア

(1) 目的

医療的ケアを実施することにより、安全で安心な学校生活の中で、教育効果のある学習活動を保障する。

(2) 対象となる児童生徒

医師がいない状況でも、医師の指示に基づき医療的ケアが安全に実施でき、学習活動に参加できる児童生徒。

看護師が実施可能な医療的ケア5項目のいずれかを必要とし、校内運営委員会における実施可能性についての判断が必要。
必要に応じて学校長と特別支援教育課が協議を行う。

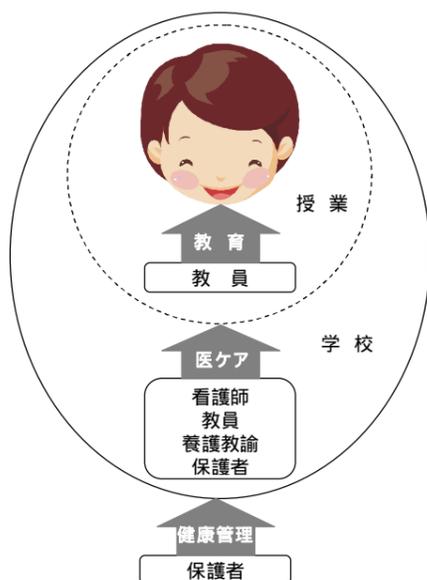
(3) 内容

実施者	内容
看護師	吸引(口腔内・鼻孔内吸引、気管内吸引) 経管栄養(鼻腔管留置による注入、留置以外の注入、胃瘻部・腸瘻部からの注入) 導尿(導尿、自己導尿の自立に向けて指導・管理) 酸素吸入(酸素ポンベの交換、吸入器具の装着) 薬液の注入・吸入
教員 (研修終了者)	吸引(咽頭手前のみ) 経管栄養(看護師の確認が必要)
養護教諭	関係者の連絡調整
保護者	日常の健康管理 児童生徒の体調チェックと学校への連絡、登校判断 看護師等の対応が困難な時の医療的ケアの支援

1 「教員」による医療的ケアは看護師在校時のみに可能です。

2 詳しい内容は、県教育委員会ホームページ内の「特別支援学校における医療的ケア事業マニュアル」をご覧ください。

<<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/shingikai/iryoukea/1-03.pdf>>



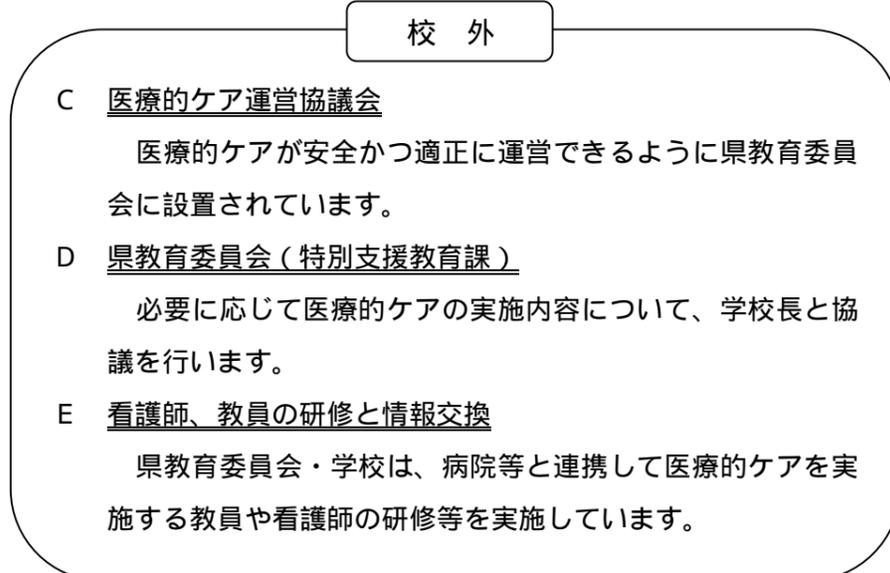
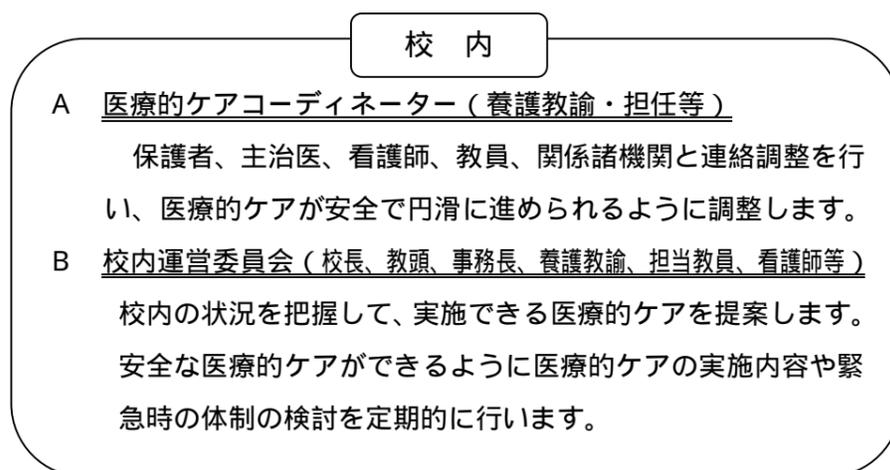
2 医療的ケアが必要な児童生徒の教育形態には次のような形態があります

A 通学：毎日学校に通って教育を受けます。

B 訪問教育：教員が家庭や病院等を訪問し、教育を行います。また、健康状態によっては、「スクーリング」として学校での教育を受けることもできます。

医療的ケアはA及びBのうちのスクーリングの場合に実施できます。

3 医療的ケアを支える仕組み

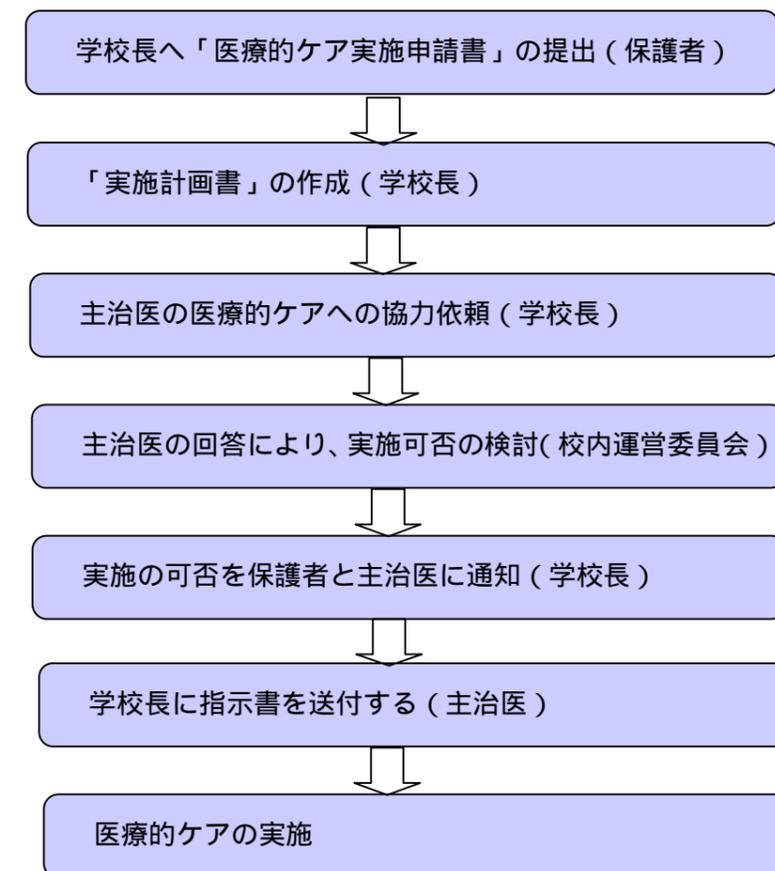


4 医療的ケアの実施手順

(1) 入学前

市町村教育委員会の就学相談を受けます。
特別支援学校の教育相談において、家庭訪問や体験学習を行い、お子さんにとってどのような教育形態が望ましいのかを、保護者の意見をお聞きしながら検討します。

(2) 医療的ケアは以下の手順で実施します。



ア お子さんの体調や医療的ケアの実施に伴う心配なことがある時には必要に応じて保護者に付き添っていただくことがあります。

イ 指示書等にかかる費用は保護者の負担になります。

ウ 医療的ケアの内容に変更があった場合は、「変更申請書」を提出していただきます。

エ 校内運営委員会で、一人一人のお子さんについて緊急時の対応マニュアルを作り、それに沿って対応します。

オ 医療、福祉等の方にも必要に応じて出席してもらい支援会議を開催した上で、『個別の教育支援計画』を作成し、医療的ケアについて、盛り込みます。

カ 日々の学習は『個別の指導計画』によって行われます。

5 医療的ケアQ & A

Q 1 訪問教育から始めても進級時や年度の途中から医療的ケアを受けながら通学に変更することは可能ですか。また、その逆も可能ですか。

A : 年度の途中から変更することはできませんが、進級時には訪問教育から通学へ、通学から訪問教育へどちらにも変更することができます。お子さんの体調に合わせ、よりよい学習環境について学級担任と相談しましょう。

Q 2 医療的ケアは校外学習や修学旅行でも可能ですか。

A : 修学旅行などの泊を伴うもの、遠足など泊を伴わないものどちらも看護師が同行し、医療的ケアを受けることができます。しかし看護師の人数や医療的ケアが必要な児童生徒の人数など学校の事情により、看護師が同行できない場合もあります。その場合、保護者に付き添いをお願いすることもあります。

Q 3 医療的ケアの機器の保管は学校で行ってもらえますか。

A : 医療的ケアに必要な機器は保護者に準備していただき、可能な範囲で学校で保管することもできます。長期休みの前には持ち帰っていただき点検などをお願いします。維持管理にかかる費用はご家庭の負担となります。

Q 4 医師の診断に看護師に同行してもらい、医療的ケアについて指示を直接聞いてもらうことは可能ですか。

A : 看護師は医師の指示書をもとに医療的ケアを行います。医療的ケアの内容により必要と思われる場合には、医師の診断に同行することもできます。受診の際の医師の診断内容については、保護者から学校に詳しく伝えてもらうことも大切になります。

Q 5 医療的ケアを受けている児童生徒は登下校のスクールバスに乗ることは可能ですか。

A : 登下校時のスクールバスに看護師は乗っていません。スクールバス乗車中に、吸引や酸素吸入などの医療的ケアが必要な児童生徒は乗車することは困難です。

6 よりよい医療的ケアを実施するために

医師がいない学校での医療的ケアは、実施する看護師等の心理的負担が大きくなります。理解して協力しましょう。



安全・安心な医療的ケアを実施するためには、日々のお子さんの健康状態について保護者と学校の情報交換の時間を作りましょう。

お子さんが安全で安心して学校生活を送ることができるように校内体制をつくっています。看護師が不在の時等には保護者の協力をお願いすることがあります。



お子さんの医療的ケアについては常に主治医等と連携をはかり、校内委員会で検討してもらうことが必要です。

心配なことがあれば、気軽に医療的ケアコーディネーターに相談をしましょう。支援会議を開くことができます。
(実施例)
・学校生活の中で安全に医療的ケアを実施するために
・泊を伴う行事参加について



学校は多くの目でお子さんの健康観察を行っています。

【問い合わせ先】

医療的ケアを実施している特別支援学校

飯山養護学校(飯山市)	0269-67-2580
長野養護学校(長野市)	026-296-8393
稲荷山養護学校(千曲市)	026-272-2068
上田養護学校(上田市)	0268-35-2580
小諸養護学校(小諸市)	0267-22-6300
安曇養護学校(池田町)	0261-62-4920
松本養護学校(松本市)	0263-59-2234
寿台養護学校(松本市)	0263-86-0046
諏訪養護学校(富士見町)	0266-62-5600
花田養護学校(下諏訪町)	0266-28-3033
伊那養護学校(伊那市)	0265-72-2895
飯田養護学校(喬木村)	0265-33-3711

長野県教育委員会特別支援教育課 医療的ケア相談窓口

TEL 026 235-7456

FAX 026-235-7459

E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

特別支援学校における

児童生徒の医療的ケアについて

～リーフレット(試案)～



多くの特別支援学校で医療的ケアが行われるようになりました。

本リーフレットは、関係するたくさんの方々が「学校における医療的ケア」について正しく理解し、互いに協力し合いながら、安全で安心な医療的ケアを実施することにより、児童生徒が充実した学校生活を送れることを願って作成しました。

今後、各地での実践を通して、更に活用しやすいものとなるよう必要な改善を加えていきます。

平成22年3月

特別支援学校における医療的ケア運営協議会